

### 【今週の注目疾患】

#### 【新型コロナウイルス感染症：第20報】

5月26日0時現在、日本ではこれまでにPCR検査陽性者16,623例（国内事例16,445例（うち死亡846例）、武漢市からのチャーター便帰国者事例15例、空港検疫163例）の報告がある。また、2月3日に横浜港に到着したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスに係るPCR検査陽性者712例（チャーター便で帰国した40例含む）の報告がある。

5月26日現在、全世界では5,404,512例（うち死亡343,514例）の新型コロナウイルス感染症例が報告されている。

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

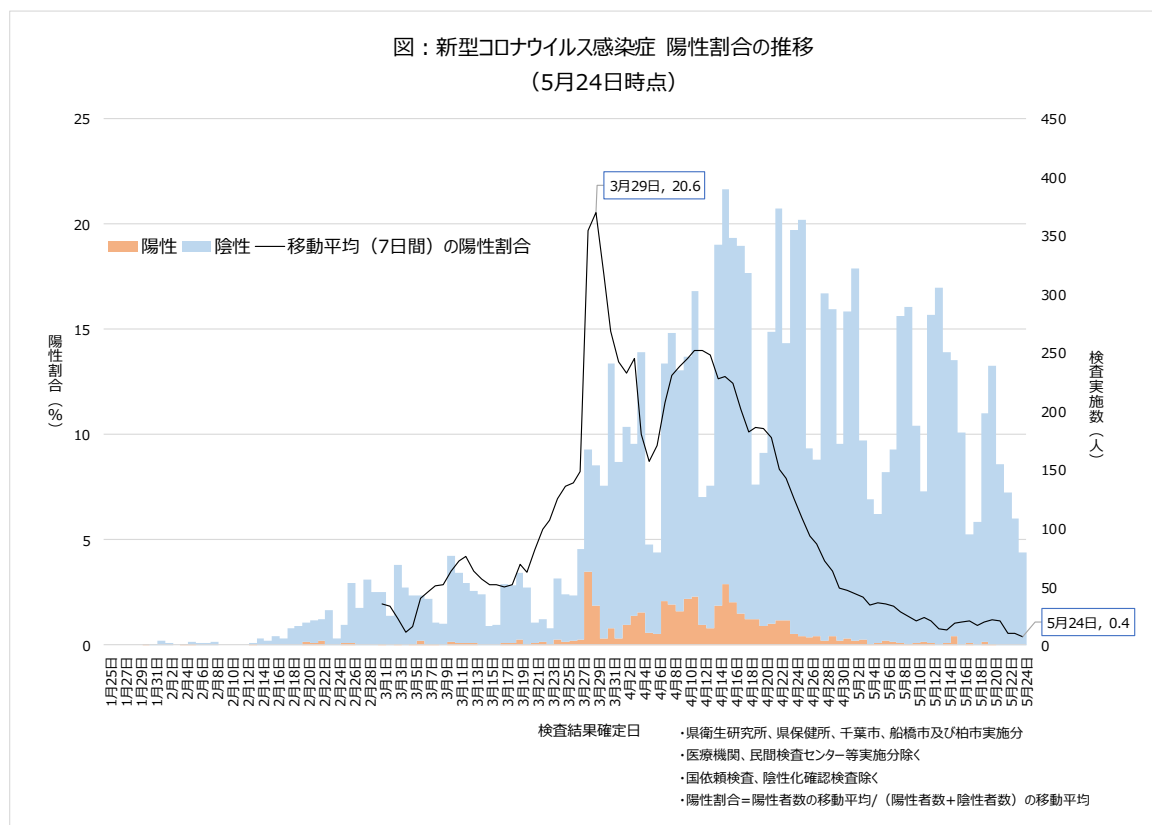
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○World Health Organization（WHO）：Coronavirus disease（COVID-2019）situation reports

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

県、千葉市、船橋市及び柏市では、2020年第21週（2020年5月24日時点）までに17,354例（医療機関や民間検査センター等の実施分を除く。国依頼検査を除く。）について新型コロナウイルス感染症の検査を実施した。そのうち、陰性化確認3,297例を除いた14,057例中、陽性は866例であり、直近1週間の陽性割合（※）は0.4%である（図）。

※陽性割合=陽性者数の移動平均（7日間）/（陽性者数+陰性者数）の移動平均（7日間）



令和2年5月26日13時現在、県内で確認された検査陽性者は計904名である。現在の感染者は80名、退院・療養終了者は780名、死亡者は44名である。

○患者の発生について | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2019/ncov-index.html>

《県民の皆様へ》

千葉県では、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況等を踏まえ、5月26日午前0時から、外出自粛等の協力要請等を緩和するとともに、施設の使用停止要請を一部解除することとしました。

県民、事業者の皆さまには、引き続き感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（5月25日）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti-9.html>

県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。このような空間に集団で集まることを避けてください。

○首相官邸：新型コロナウイルス感染症に備えて 一人ひとりができる対策を知っておこう

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について | 国民の皆さまへ（予防・相談）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin)

○厚生労働省：新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

○厚生労働省：「人との接触を8割減らす、10のポイント」を公表しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00116.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html)

〔新型コロナウイルス感染症に関する相談について〕

●感染が疑われる場合の帰国者・接触者相談センターへのご案内、新型コロナウイルス感染症に関するご相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などのご相談  
→電話相談窓口(コールセンター)：0570-200-613 (24時間対応：土・日曜日、祝日を含む)

●発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかのご相談  
→お住まいの市町村を管轄する各健康福祉センター(保健所)：帰国者・接触者相談センター  
※土・日曜日、祝日(9時～17時)、夜間(17時～翌日9時)は電話相談窓口(0570-200-613)にお掛けください。

**ご相談いただく目安**

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

ご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

帰国者・接触者相談センターについて | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html>

●新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置の内容(外出自粛の要請、施設等の使用制限(休業要請)等)に関するご相談

→電話相談窓口：043-223-2674(平日9時から17時まで)

●多言語AIチャットボットによる情報提供(24時間対応)

新型コロナウイルスに関する質問に、AIチャットボットが24時間、多言語で回答します。

※対応言語：日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、タイ語

→千葉県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://covid19.civictech.chiba.jp/>

